

地域密着型特別養護老人ホーム 花小町もろえ

[利用料金のご案内]

(単位:円)

区分	※1 利用者負担段階	負担 割合	※2 介護サービス費 (利用者負担/1日)	食費 (実費/1日)	居住費 (実費/1日)	月額(30日)
要介護5	第1段階	1割	971単位 (984円)	300円	880円	64,920円
	第2段階			390円	880円	67,620円
	第3段階①			650円	1,370円	90,120円
	第3段階②			1,360円	1,370円	111,420円
	第4段階	2割 3割	(1969円) (2953円)	1,445円 1,445円	2,500円 2,500円	147,870円 177,420円 206,940円
要介護4	第1段階	1割	901単位 (913円)	300円	880円	62,790円
	第2段階			390円	880円	65,490円
	第3段階①			650円	1,370円	87,990円
	第3段階②			1,360円	1,370円	109,290円
	第4段階	2割 3割	(1827円) (2740円)	1,445円 1,445円	2,500円 2,500円	145,740円 173,160円 200,550円
要介護3	第1段階	1割	828単位 (839円)	300円	880円	60,570円
	第2段階			390円	880円	63,270円
	第3段階①			650円	1,370円	85,770円
	第3段階②			1,360円	1,370円	107,070円
	第4段階	2割 3割	(1679円) (2518円)	1,445円 1,445円	2,500円 2,500円	143,520円 168,720円 193,890円
要介護2	第1段階	1割	753単位 (763円)	300円	880円	58,290円
	第2段階			390円	880円	60,990円
	第3段階①			650円	1,370円	83,490円
	第3段階②			1,360円	1,370円	104,790円
	第4段階	2割 3割	(1527円) (2290円)	1,445円 1,445円	2,500円 2,500円	141,240円 164,160円 187,050円
要介護1	第1段階	1割	682単位 (691円)	300円	880円	56,130円
	第2段階			390円	880円	58,830円
	第3段階①			650円	1,370円	81,330円
	第3段階②			1,360円	1,370円	102,630円
	第4段階	2割 3割	(1383円) (2074円)	1,445円 1,445円	2,500円 2,500円	139,080円 159,840円 180,570円

●上記料金の他、介護給付にかかる体制加算や該当者加算、理美容代、教養娯楽費、事務管理費等の実費料金が別途かかります。

【介護保険負担限度額認定について】

介護保険施設を利用する際、低所得の方について食費・居室代の負担額が軽減される制度があります。(制度を利用するには、金沢市に申請を行い、介護保険負担限度額認定証の交付が必要となります。)

利用者負担段階	対象となる方 (段階ごとの各条件を満たす方)	預貯金等資産要件
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階	・世帯全員(※1)が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金＋非課税年金(※2))の合計が年間で80万円以下の方。	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員(※1)が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金＋非課税年金(※2))の合計が年間で80万円超120万円以下の方。	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階②	・世帯全員(※1)が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金＋非課税年金(※2))の合計が年間で120万円超の方。	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下
第4段階	・上記に該当しない方	上記に該当しない方

(※1) 世帯分離している配偶者も含みます (※2) 非課税年金＝(遺族年金 ＋ 障害年金)

●介護保険法等の改正により利用料金が変更になることがあります。

[各種加算料金のご案内]

■当該加算の算定要件を満たす場合、下記の加算が算定されます。

加算	利用者負担額	加算	利用者負担額
初期加算 ※1	30単位/日	自立支援促進加算	280単位/月
療養食加算	6単位/回	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月
看護体制加算(Ⅰ)イ	12単位/日	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月
看護体制加算(Ⅱ)イ	23単位/日	ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位/月
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46単位/日	ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位/月
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	61単位/日	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	月の総報酬単位数×14.0%
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	月の総報酬単位数×13.6%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	月の総報酬単位数×11.3%
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	月の総合計単位×9.0%
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月	安全対策体制加算	20単位/入居時に1回
排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月	配置医師緊急時対応加算	650単位/回
排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月		早朝・夜間の場合
排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月		1,300単位/回
入院・外泊時加算 ※2	246単位/日(月6回まで)		深夜の場合
在宅サービスを利用した時の費用	560単位/日		325単位/回
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位/日	協力医療機関連携加算 (※医療機関の体制によって①又は②を算定)	配置医師の通常の勤務時間以外の場合 早朝・夜間及び深夜を除く
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月		① 100単位/月(2024年度)
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20単位/月		① 50単位/月(2025年度以降)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月		② 5単位/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	特別通院送迎加算(透析を要する方)	594単位/月
口腔衛生管理加算Ⅰ	90単位/月	看取り介護加算(Ⅰ)	72単位/日
口腔衛生管理加算Ⅱ	110単位/月		死亡日45日前～31日前
栄養マネジメント強化加算	11単位/日		144単位/日
経口維持加算	400単位/月		死亡日30日前～4日前
再入所時栄養連携加算	400単位/回		680単位/日
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日		死亡日前々日、前日
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日		1,280単位/日
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150単位/月		死亡日
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120単位/月	在宅復帰支援機能加算	10単位/日
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	退所前連携加算	500単位/回(1回限り)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月	退所前訪問相談援助加算	460単位/回(1回限り)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月	退所時相談援助加算	400単位/回(1回限り)
新興感染症等施設療養費	240単位/日	退所後訪問相談援助加算	460単位/回(1回限り)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位/月	退所時情報提供加算	250単位/回
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	退所時栄養情報連携加算	70単位/回

その他介護保険基準外サービス

医療費(外来受診代、往診代、薬代、予防接種代等)	実費	クリーニング取り次ぎ ※3	実費
理・美容代	実費	教養娯楽費	実費
事務管理費(通帳管理等の希望者のみ)	2,000円/月	おやつ飲料代 ※4	50円/日
		コピー代	10円/日

※1：30日を限度とします。

※2：1月につき、外泊(又は入院)した日の翌日から起算して6日(1回の外泊(又は入院)で月をまたがる場合は最大で連続12日)が限度となります。

※3：利用者のご希望により、洗濯機等では洗濯できない特別な衣類や寝具をクリーニング店等に取り次いだ際に、クリーニング代として発生します。

※4：利用者のご希望により、15時以外のおやつやスポーツ飲料、コーヒー、紅茶等を提供する場合に係る費用です。

●おむつ代・洗濯代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

●料金はあくまで目安の表記となります。ご利用者の身体状況又は職員の配置状況などにより、加算算定に変更が生じる場合があります。

●金沢市は地域区分が7等級であり、介護サービス費の単位下の価格は1単位＝10.14円で計算した額となっています。ただし、小数点以下の端数処理の関係で、月の合計額に差異が生じる場合があります。

●介護保険法等の改正により利用料金が変わることがあります。